

付表 1 特定小電力機器以外の特定無線設備の試験方法の現状

整理番号	特定無線設備の種別 証明規則 第2条 第1項	省令 記号 (1又は 2文字)	略称	対象とする特定無線設備	試験方法	○ T A 試験の 方法有 無
1	第1号 の9	S	SSB (第2条第1項 第1号の9)	設備規則第4章においてその無線設備の条件が定められている単側波帯の電波を使用する単一通信路の陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50W以下のもの(第25号から第25号の3までに掲げるものを除く。)	○	—
2	第1号 の10	D	デジタル	設備規則第4章においてその無線設備の条件が定められているF1B電波、F1C電波、F1D電波、F1E電波、F1F電波、F1N電波、F1X電波、G1B電波、G1C電波、G1D電波、G1E電波、G1F電波、G1N電波又はG1X電波を使用する単一通信路の陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50W以下のもの(第25号の4から第25号の6まで及び第72号に掲げるものを除く。)	○	—
3	第1号 の11	F	F3E等 (第2条第1項 第1号の11)	設備規則第4章においてその無線設備の条件が定められているF2A電波、F2B電波、F2C電波、F2D電波、F2N電波、F2X電波又はF3E電波を使用する単一通信路の陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50W以下のもの	○	—
4	第1号 の12	B	特定ラジオマイク	設備規則第49条の16においてその無線設備の条件が定められている特定ラジオマイクの陸上移動局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が0.01W以下(1,240MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用するものについては、0.05W以下)のもの	○	—
5	第1号 の12の 2	CU	デジタル 特定ラジオマイク	設備規則第49条の16の2においてその無線設備の条件が定められているデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が0.05W以下のもの	○	—
6	第1号 の13	OY	海上用DSB	A2D電波又はA3E電波26.1MHzを超え28MHz以下、29.7MHzを超え41MHz以下又は146MHzを超え162.0375MHz以下の周波数の電波を使用する海上移動業務の無線局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50W以下のもの	○	—

7	第1号 の14	P Y	SSB (第2条第1項 第1号の14)	単側波帯の電波を使用する無線局(施行規則第15条に規定する電波の型式を使用することとなる無線局に限る。)に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50W以下のもの(第1号の9に掲げるものを除く。)	○	—
8	第1号 の15	Q Y	F3E等 (第2条第1項 1号の15)	F2A電波、F2B電波、F2C電波、F2D電波、F2N電波、F2X電波、F3C電波又はF3E電波54MHzを超え70MHz以下、142MHzを超え162.0375MHz以下、335.4MHzを超え470MHz以下、810MHzを超え960MHz以下又は1,215MHzを超え2,690MHz以下の周波数の電波を使用する無線局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50W以下のもの(第1号の11、第16号、第59号及び第60号に掲げるものを除く。)	○	—
9	第2号	Q	無線標定	A2N電波、NON電波又はPON電波10.525GHz又は24.2GHzを使用する無線標定業務の無線局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が0.1W以下のもの	○	○
10	第2号 の2	R Y	ラジオ・ブイ	設備規則第49条の4においてその無線設備の条件が定められているラジオ・ブイの局に使用するための無線設備	○	—
11	第3号	○	市民ラジオ	市民ラジオの無線局(法第4条第2号の総務省令で定める無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備	○	—
12	第3号 の2	S Y	気象援助局(ラジオゾンデ、気象用ラジオ・ロボット)	気象援助局(ラジオゾンデ及び気象用ラジオ・ロボットのものに限る。)に使用するための無線設備	○	ラジオゾンデ ○ ラジオ・ロボット —
13	第4号 の2	T Y	簡易無線	150MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局(142MHzを超え170MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局をいう。)に使用するための無線設備であって、その空中線電力が5W以下のもの(第4号の5及び第4号の6に掲げるものを除く。)	○	—
14	第4号 の4	U Y	無線操縦用簡易無線	27MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が1W以下のもの	○	—
15	第4号 の5	S V	デジタル簡易無線局	設備規則第54条第2号においてその無線設備の条件が定められている簡易無線局に使用するための無線設備(次号に掲げるものを除く。)	○	—
16	第4号 の6	T V	デジタル簡易無線局 (キャリアセンスを備 え付けているもの)	設備規則第54条第2号においてその無線設備の条件が定められている簡易無線局(同号子の技術基準が適用されるものに限る。)に使用するための無線設備	○	—
17	第4号 の7	Z T	920MHz帯用 陸上移動局	設備規則第49条の34第1項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	△	—
18	第5号	C	50GHz帯CR	50GHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が0.03W以下のもの	○	—

付表 1 特定小電力機器以外の特定無線設備の試験方法の現状

19	第 6 号	A S	構内無線	設備規則第 49 条の 9 においてその無線設備の条件が定められている構内無線局又は同規則第 49 条の 34 第 2 項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備(次号及び第 6 号の 3 に掲げるものを除く。)	○	920MHz 帯 —
						1200MHz 帯 —
						2450MHz 帯 ○
20	第 6 号の 2	B S	920MHz 帯構内無線局(キャリアセンスを備え付けているもの)	設備規則第 49 条の 9 第 1 号においてその無線設備の条件が定められている構内無線局(同号ニただし書に該当するものを除く。)又は同規則第 49 条の 34 第 2 項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局(同項第 5 号ただし書に該当するものを除く。)に使用するための無線設備	○	—
21	第 6 号の 3	C S	2450MHz 帯構内無線(周波数ホッピング方式を用いるもの)	設備規則第 49 条の 9 第 3 号においてその無線設備の条件が定められている構内無線局(同号ハの技術基準が適用されるものに限る。)に使用するための無線設備	○	○
22	第 7 号	L	コードレス電話	コードレス電話の無線局(施行規則第 6 条第 4 項第 1 号に規定する無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備	○	—
—	第 8 号	Y	特定小電力機器	特定小電力無線局(施行規則第 6 条第 4 項第 2 号に規定する無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備	付表 2 参照	
23	第 9 号	V	Ku 帯 VSAT 地球局(第 9 号の 3 以外)	設備規則第 54 条の 3 第 1 項においてその無線設備の条件が定められている地球局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が 50W 以下のもの	○	—
24	第 9 号の 2	SW	Ka 帯 VSAT 地球局	設備規則第 54 条の 3 第 2 項においてその無線設備の条件が定められている地球局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が 50W 以下のもの	○	—
25	第 9 号の 3	N R	Ku 帯 VSAT 地球局(Starlink)	設備規則第 54 条の 3 第 3 項においてその無線設備の条件が定められている地球局に使用するための無線設備	—	—
26	第 10 号	V T	携帯無線通信陸上移動中継局等	設備規則第 49 条の 6 においてその無線設備の条件が定められている携帯無線通信の中継を行う無線局(設備規則第 14 条の表 10 の項に規定する無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備であって、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の 90% 以内のもの	○	—
27	第 10 号の 2	V S	携帯無線通信陸上中継移動局等(ガードバンドモード対応)	設備規則第 49 条の 6 においてその無線設備の条件が定められている携帯無線通信の中継を行う無線局に使用するための無線設備であって、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の 90% を超えるもの	△	—

28	第 11 号 の 3	X Y	W-CDMA 方式携帯無線 通信用陸上移動局 (携帯無線通信の中 継を行うものを除 く)	設備規則第 49 条の 6 の 4 においてその無線設備の 条件が定められている陸上移動局に使用するた めの無線設備であって、拡散符号速度が毎秒 3.84 メ ガチップのもの	○	—
29	第 11 号 の 4	Z Y	CDMA2000 方式携帯無線 通信用陸上移動局 (携帯無線通信の中 継を行うものを除 く)	設備規則第 49 条の 6 の 4 においてその無線設備の 条件が定められている陸上移動局に使用するた めの無線設備であって、拡散符号速度が毎秒 1.2288 メガチップのもの	○	—
30	第 11 号 の 5	A X	W-CDMA 方式携帯無線 通信用基地局等	設備規則第 49 条の 6 の 4 第 1 項においてその無線 設備の条件が定められている符号分割多元接続方 式携帯無線通信を行う基地局又は符号分割多元接 続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等 を行う無線局(設備規則第 14 条第 1 項の表 11 の項 (二)に規定する無線局をいう。以下同じ。)に使用 するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒 3.84 メガチップであって、その空中線電力が 160W 以下のもの	○	—
31	第 11 号 の 6	B X	CDMA2000 方式携帯 無線通信用基地局等	設備規則第 49 条の 6 の 4 第 1 項においてその無線 設備の条件が定められている符号分割多元接続方 式携帯無線通信を行う基地局又は符号分割多元接 続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等 を行う無線局に使用するための無線設備のうち、拡散 符号速度が 1 の搬送波当たり毎秒 1.2288 メガチ ップであって、かつ、その空中線電力が 160W 以下 のもの	○	—
32	第 11 号 の 6 の 2	X V	W-CDMA 方式携帯無線 通信用フェムトセル 基地局	設備規則第 49 条の 6 の 4 第 1 項及び第 3 項にお いてその無線設備の条件が定められている基地局 に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が 毎秒 3.84 メガチップのもの	○	—
33	第 11 号 の 6 の 3	Z V	CDMA2000 方式携帯無 線通信用フェムトセ ル基地局	設備規則第 49 条の 6 の 4 第 1 項及び第 3 項にお いてその無線設備の条件が定められている基地局 に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が 1 の搬送波当たり毎秒 1.2288 メガチップのもの	○	—
34	第 11 号 の 6 の 4	E T	W-CDMA 方式携帯無線 通信用屋内小型基地 局	設備規則第 49 条の 6 の 4 第 1 項及び第 4 項にお いてその無線設備の条件が定められている基地局 に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が 毎秒 3.84 メガチップのもの	○	—
35	第 11 号 の 6 の 5	F T	CDMA2000 方式携帯無 線通信用屋内小型基 地局	設備規則第 49 条の 6 の 4 第 1 項及び第 4 項にお いてその無線設備の条件が定められている基地局 に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が 1 の搬送波当たり毎秒 1.2288 メガチップのもの	△	—
36	第 11 号 の 7	MW	W-CDMA (HSDPA) 方式 携帯無線通信用陸上 移動局(携帯無線通 信の中継を行うもの を除く)	設備規則第 49 条の 6 の 5 においてその無線設備の 条件が定められている陸上移動局に使用するた めの無線設備であって、拡散符号速度が毎秒 3.84 メ ガチップのもの	○	—
37	第 11 号 の 8	N X	CDMA2000 (1x EV- DO) 方式携帯無線通 信用陸上移動局(携 帯無線通信の中継を 行うものを除く)	設備規則第 49 条の 6 の 5 においてその無線設備の 条件が定められている陸上移動局に使用するた めの無線設備であって、拡散符号速度が毎秒 1.2288 メガチップのもの(次号に掲げるものを除く。)	○	—

付表 1 特定小電力機器以外の特定無線設備の試験方法の現状

38	第 11 号 の 8 の 2	X U	CDMA2000 (1x EV-DO) マルチキャリア	設備規則第 49 条の 6 の 5 においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であって、拡散符号速度が毎秒 1.2288 メガチップのものうち、二又は三の搬送波を同時に送信するもの	△	—
39	第 11 号 の 9	NW	W-CDMA (HSDPA) 方式 携帯無線通信用基地 局等	設備規則第 49 条の 6 の 5 第 1 項においてその無線設備の条件が定められている時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局(設備規則第 14 条の表 11 の項(六)に規定する無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒 3.84 メガチップであって、その空中線電力が 160W 以下のもの	○	—
40	第 11 号 の 10	P X	CDMA2000 (1x EV- DO) 方式携帯無線通 信用基地局等	設備規則第 49 条の 6 の 5 第 1 項においてその無線設備の条件が定められている時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒 1.2288 メガチップであって、その空中線電力が 120W 以下のもの	○	—
41	第 11 号 の 10 の 2	A U	W-CDMA (HSDPA) 方式 携帯無線通信用フェ ムトセル基地局	設備規則第 49 条の 6 の 5 第 1 項及び第 3 項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒 3.84 メガチップのもの	○	—
42	第 11 号 の 10 の 3	B U	CDMA2000 (1x EV- DO) 方式携帯無線通 信用フェムトセル基 地局	設備規則第 49 条の 6 の 5 第 1 項及び第 3 項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒 1.2288 メガチップのもの	○	—
43	第 11 号 の 10 の 4	G T	W-CDMA (HSDPA) 方式 携帯無線通信用屋内 小型基地局	設備規則第 49 条の 6 の 5 第 1 項及び第 4 項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒 3.84 メガチップのもの	○	—
44	第 11 号 の 10 の 5	H T	CDMA2000 (1x EV- DO) 方式携帯無線通 信用屋内小型基地局	設備規則第 49 条の 6 の 5 第 1 項及び第 4 項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒 1.2288 メガチップのもの	△	—
45	第 11 号 の 11	O W	TD-CDMA 方式携帯無線 通信用陸上移動局 (携帯無線通信の中 継を行うものを除 く)	設備規則第 49 条の 6 の 6 においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)に使用するための無線設備であって、拡散符号速度が毎秒 3.84 メガチップ又は毎秒 7.68 メガチップのもの	○	—

46	第 11 号 の 13	QW	TD-CDMA 方式携帯無線 通信用基地局等	設備規則第 49 条の 6 の 6 においてその無線設備の 条件が定められている時分割・符号分割多元接続方 式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無 線設備又は時分割・符号分割多元接続方式携帯無 線通信設備の試験のための通信等を行う無線局(設備 規則第 14 条の表 12 の項(二)に規定する無線局を いう。以下同じ。)に使用するための無線設備のう ち、拡散符号速度が毎秒 3.84 メガチップ又は毎秒 7.68 メガチップであって、その空中線電力が 120W 以下のもの	○	—
47	第 11 号 の 19	HU	LTE 用陸上移動局	設備規則第 49 条の 6 の 9 第 1 項及び第 2 項にお いてその無線設備の条件が定められている陸上移動 局に使用するための無線設備	○	—
48	第 11 号 の 19 の 2	PS	LTE 用陸上移動局 (NB-IoT 対応)	設備規則第 49 条の 6 の 9 第 1 項及び第 5 項にお いてその無線設備の条件が定められている陸上移動 局に使用するための無線設備	△	—
49	第 11 号 の 19 の 3	QS	LTE 用陸上移動局 (eMTC 対応)	設備規則第 49 条の 6 の 9 第 1 項及び第 6 項にお いてその無線設備の条件が定められている陸上移動 局に使用するための無線設備	△	—
50	第 11 号 の 20	IU	LTE 用基地局等	設備規則第 49 条の 6 の 9 第 1 項においてその無線 設備の条件が定められているシングルキャリア周 波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局 に使用するための無線設備のうち、その空中線電力 が 160W 以下のものであって、占有周波数帯幅の許 容値の範囲内において同時に送信できる電波の周 波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の 90%以内 のもの	○	—
51	第 11 号 の 20 の 2	IT	LTE 用フェムトセル 基地局	設備規則第 49 条の 6 の 9 第 1 項及び第 3 項にお いてその無線設備の条件が定められている基地局に 使用するための無線設備であって、占有周波数帯幅 の許容値の範囲内において同時に送信できる電波 の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の 90% 以内のもの	○	—
52	第 11 号 の 20 の 3	JT	LTE 用屋内小型基地局	設備規則第 49 条の 6 の 9 第 1 項及び第 4 項にお いてその無線設備の条件が定められている基地局に 使用するための無線設備であって、占有周波数帯幅 の許容値の範囲内において同時に送信できる電波 の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の 90% 以内のもの	○	—
53	第 11 号 の 20 の 4	RS	LTE 用基地局 (NB-IoT ガードバンドモード対 応)	設備規則第 49 条の 6 の 9 第 1 項においてその無線 設備の条件が定められている基地局に使用するた めの無線設備のうち、その空中線電力が 160W 以下 のものであって、占有周波数帯幅の許容値の範囲内 において同時に送信できる電波の周波数の範囲が 占有周波数帯幅の許容値の 90%を超えるもの	△	—
54	第 11 号 の 20 の 5	SS	LTE 用フェムトセル基 地局 (NB-IoT ガードバ ンドモード対応)	設備規則第 49 条の 6 の 9 第 1 項及び第 3 項にお いてその無線設備の条件が定められている基地局に 使用するための無線設備であって、占有周波数帯幅 の許容値の範囲内において同時に送信できる電波 の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の 90% を超えるもの	△	—

付表 1 特定小電力機器以外の特定無線設備の試験方法の現状

55	第 11 号 の 20 の 6	T S	LTE 屋内小型基地局 (NB-IoT ガードバンド モード対応)	設備規則第 49 条の 6 の 9 第 1 項及び第 4 項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備であって、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の 90% を超えるもの	△	—
56	第 11 号 の 21	J U	TD-LTE 陸上移動局	設備規則第 49 条の 6 の 10 第 1 項及び第 3 項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	△	—
57	第 11 号 の 21 の 2	I S	TD-LTE 陸上移動局 (携帯無線通信中継 用)	設備規則第 49 条の 6 の 10 第 1 項及び第 4 項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	△	—
58	第 11 号 の 22	K U	TD-LTE 用基地局等	設備規則第 49 条の 6 の 10 においてその無線設備の条件が定められているシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動中継局に使用するための無線設備	△	—
59	第 11 号 の 23	J S	TD-LTE 用フェムトセ ル基地局	設備規則第 49 条の 6 の 10 第 1 項及び第 5 項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	△	—
60	第 11 号 の 24	K S	TD-LTE 屋内小型基地局	設備規則第 49 条の 6 の 10 第 1 項及び第 6 項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	△	—
61	第 11 号 の 29	D R	TD-5G-NR (Sub6 帯) 用基地局 【 α -カル 5G を含む。】	設備規則第 49 条の 6 の 12 第 1 項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	△	—
62	第 11 号 の 30	E R	TD-5G-NR (Sub6 帯) 用陸上移動局 【 α -カル 5G を含む。】	設備規則第 49 条の 6 の 12 第 1 項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	△	—
63	第 11 号 の 31	F R	TD-5G-NR (準ミリ波 帯) 用基地局 【 α -カル 5G を含む。】	設備規則第 49 条の 6 の 12 第 2 項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	△	○
64	第 11 号 の 32	G R	TD-5G-NR (準ミリ波 帯) 用陸上移動局 【 α -カル 5G を含む。】	設備規則第 49 条の 6 の 12 第 2 項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	△	○
65	第 11 号 の 33	J R	TD-5G-NR (準ミリ波 帯) 用基地局 【 α -カル 5G を含む。】	設備規則第 49 条の 6 の 13 においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	○	—
66	第 11 号 の 34	K R	FDD-5G-NR 用陸上移動 局	設備規則第 49 条の 6 の 13 においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	○	—
67	第 12 号	K	アマチュア無線	アマチュア局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が 50W 以下 (54MHz 以下の周波数の電波を使用するものについては、200W 以下) のもの	○	—
68	第 13 号	A Z	小電力セキュリティ	小電力セキュリティシステムの無線局 (施行規則第 6 条第 4 項第 3 号に規定する無線局をいう。以下同じ。) に使用するための無線設備	○	—
69	第 14 号	B Z	携帯移動衛星データ 通信用地球局 (対地 静止) (オムニトラッ クス)	設備規則第 49 条の 18 第 1 号においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が 10W 以下のもの	○	—
70	第 14 号 の 2	A Y	衛星移動衛星データ 通信用地球局 (非静 止) (オーブコム)	設備規則第 49 条の 18 第 2 号においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備	○	—

71	第 15 号	K Y	加入者系多方向用基地局	設備規則第 49 条の 19 第 1 項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	○	—
72	第 15 号の 2	L Y	加入者系多方向用移動局	設備規則第 49 条の 19 第 1 項(第 1 号を除く。)及び第 2 項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	○	—
73	第 15 号の 3	M Y	加入者系対向用移動局	設備規則第 49 条の 19 第 3 項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	○	—
74	第 16 号	D Z	テレメータ用等の固定局	54MHz を超え 74.6MHz 以下、142MHz を超え 169MHz 以下又は 335.4MHz を超え 470MHz 以下の周波数の電波を使用するテレメータ用固定局の無線設備及び同報通信方式の固定局を通信の相手方とする単信方式の固定局のうち、他の固定局によってその送信が制御されるものの無線設備であって空中線電力が 10W 以下のもの(第 38 号に掲げるものを除く。)	○	—
75	第 17 号	E Z	非常警報用固定局	61.79MHz の周波数の電波を使用する非常警報用固定局の無線設備であって空中線電力が 50W 以下のもの	○	—
76	第 18 号	F Z	22GHz 帯固定局	設備規則第 58 条の 2 の 6 の 2 においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が 0.5W 以下のもの	○	—
77	第 19 号	W W	2.4GHz 帯高度化小電力データ通信システム(2,400~2,483.5MHz)	2,400MHz 以上 2,483.5MHz 以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局(施行規則第 6 条第 4 項第 4 号に規定する無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備(第 19 号の 2 の 2 に掲げるものを除く。)	○	○
78	第 19 号の 2	G Z	2.4GHz 帯小電力データ通信システム(2,471~2,497MHz)	2,471MHz 以上 2,497MHz 以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備(第 19 号の 2 の 3 に掲げるものを除く。)	○	○
79	第 19 号の 2 の 2	U V	2.4GHz 帯高度化小電力データ通信システム(2,400~2,483.5MHz)(模型飛行機用)	2,400MHz 以上 2,483.5MHz 以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局のうち、屋外で使用する模型飛行機の無線操縦の用に供する送信装置に使用するための無線設備	○	○
80	第 19 号の 2 の 3	V V	2.4GHz 帯小電力データ通信システム(2,471~2,497MHz)(模型飛行機用)	2,471MHz 以上 2,497MHz 以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局のうち、屋外で使用する模型飛行機の無線操縦の用に供する送信装置に使用するための無線設備	○	○
81	第 19 号の 3	X A	5GHz 帯小電力データ通信システム	設備規則第 49 条の 20 第 3 号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備	△	○
82	第 19 号の 4	H X	準ミリ波帯小電力データ通信システム	設備規則第 49 条の 20 第 4 号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備	○	○
83	第 19 号の 4 の 2	W U	60GHz 帯小電力データ通信システム	設備規則第 49 条の 20 第 5 号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備(次号に掲げるものを除く。)	△	○

付表 1 特定小電力機器以外の特定無線設備の試験方法の現状

84	第 19 号 の 4 の 3	WV	60GHz 帯小電力 データ通信システム (10mW 以下)	設備規則第 49 条の 20 第 5 号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が 10mW 以下のもの	△	○
85	第 19 号 の 5	ZW	5GHz 帯無線アクセス システム用基地局	設備規則第 49 条の 21 第 1 項においてその無線設備の条件が定められている 5GHz 帯無線アクセスシステムの基地局及び携帯基地局の無線設備(次号に掲げるものを除く。)	○	○
86	第 19 号 の 6	AV	5GHz 帯無線アクセス システム用基地局 (0.2μW 以下)	設備規則第 49 条の 21 第 1 項においてその無線設備の条件が定められている 5GHz 帯無線アクセスシステムの基地局及び携帯基地局の無線設備であって、同項第 11 号に規定する等価等方輻射電力の上限値が 0.2μW のもの	○	○
87	第 19 号 の 7	BV	5GHz 帯無線アクセス システム用陸上移動 中継局	設備規則第 49 条の 21 第 1 項においてその無線設備の条件が定められている 5GHz 帯無線アクセスシステムの陸上移動中継局の無線設備(次号に掲げるものを除く。)	○	○
88	第 19 号 の 8	CV	5GHz 帯無線アクセス システム用陸上移動 中継局 (0.2μW 以下)	設備規則第 49 条の 21 第 1 項においてその無線設備の条件が定められている 5GHz 帯無線アクセスシステムの陸上移動中継局の無線設備であって、同項第 11 号に規定する等価等方輻射電力の上限値が 0.2μW のもの	○	○
89	第 19 号 の 9	DV	5GHz 帯無線アクセス システム用陸上移動 局	設備規則第 49 条の 21 第 1 項においてその無線設備の条件が定められている 5GHz 帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局の無線設備(次号に掲げるものを除く。)	○	○
90	第 19 号 の 10	EV	5GHz 帯無線アクセス システム用陸上移動 局 (0.2μW 以下)	設備規則第 49 条の 21 第 1 項においてその無線設備の条件が定められている 5GHz 帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局の無線設備であって、同項第 11 号に規定する等価等方輻射電力の上限値が 0.2μW のもの	○	○
91	第 19 号 の 11	FV	5GHz 帯無線アクセス システム用 陸上移動局 (0.01W 以下)	設備規則第 49 条の 21 第 2 項においてその無線設備の条件が定められている 5GHz 帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局の無線設備	○	○
92	第 20 号 の 2	VX	800MHz 帯デジタルM CA (陸上移動局・ 指令局)	設備規則第 49 条の 7 の 3 においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局又はデジタル指令局(設備規則第 3 条第 6 号に規定するデジタル指令局をいう。)に使用するための無線設備であって、その空中線電力が 50W 以下のもの	○	—
93	第 20 号 の 3	HR	高度MCA (陸上移動局)	設備規則第 49 条の 7 の 4 においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局又は高度MCA制御局(同規則第 3 条第 6 号の 2 に規定する高度MCA制御局をいう。以下同じ。)の試験のための通信等を行う無線局(高度MCA制御局と送信装置を共用するものを除く。)に使用するための無線設備	△	—

94	第20号の4	I R	高度MCA (制御局)	設備規則第49条の7の4においてその無線設備の条件が定められている高度MCA制御局又は高度MCA制御局の試験のための通信等を行う無線局(高度MCA制御局と送信装置を共用するものに限る。)に使用するための無線設備	△	—
95	第21号	I Z	デジタルコードレス 電話(狭帯域TDMA)	設備規則第49条の8の2においてその無線設備の条件が定められている時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局に使用するための無線設備	○	—
96	第21号の2	A T	デジタルコードレス 電話(広帯域TDMA)	設備規則第49条の8の2の2においてその無線設備の条件が定められている時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局に使用するための無線設備	○	—
97	第21号の3	B T	デジタルコードレス 電話(TDMA/OFDMA)	設備規則第49条の8の2の3においてその無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局に使用するための無線設備	△	—
98	第22号	J X	PHS陸上移動局	PHSの陸上移動局(施行規則第6条第4項第6号に規定する無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備	○	—
99	第23号	K X	PHS基地局	設備規則第49条の8の3第1項及び第3項においてその無線設備の条件が定められているPHSの基地局に使用するための無線設備	○	—
100	第23号の2	L X	PHS中継局	設備規則第49条の8の3第1項及び第4項においてその無線設備の条件が定められているPHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局に使用するための無線設備	○	—
101	第23号の3	M X	PHS試験局等	PHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局(設備規則第49条の8の3に規定する無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備	○	—
102	第24号	L Z	38GHz帯固定局	設備規則第58条の2の7においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備	○	—
103	第25号	R N	RZSSB	設備規則第57条の2の2第1項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局及び携帯局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50W以下のもの	○	—
104	第25号の2	R O	周波数自動選択RZSSB 陸上移動局	設備規則第57条の2の2第1項及び第2項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局及び携帯局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50W以下のもの	○	—
105	第25号の3	R P	周波数追従RZSSB 陸上移動局	設備規則第57条の2の2第1項から第3項までにおいてその無線設備の条件が定められている陸上移動局及び携帯局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50W以下のもの	○	—
106	第25号の4	Q V	狭帯域デジタル	設備規則第57条の3の2第1項においてその無線設備の条件が定められている単一通信路の基地局及び携帯基地局並びに陸上移動局及び携帯局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50W以下のもの	○	—

付表 1 特定小電力機器以外の特定無線設備の試験方法の現状

107	第 25 号 の 5	DO	周波数自動選択狭帯域デジタル陸上移動局	設備規則第 57 条の 3 の 2 第 1 項及び第 2 項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局及び携帯局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が 50W 以下のもの	○	—
108	第 25 号 の 6	DP	周波数追従狭帯域デジタル陸上移動局	設備規則第 57 条の 3 の 2 第 1 項から第 3 項までにおいてその無線設備の条件が定められている陸上移動局及び携帯局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が 50W 以下のもの	○	—
109	第 26 号	NZ	車両感知用無線標定陸上局	設備規則第 48 条の 2 においてその無線設備の条件が定められている車両感知用無線標定陸上局に使用するための無線設備	○	—
110	第 27 号	PZ	道路交通情報ビーコン	設備規則第 49 条の 22 においてその無線設備の条件が定められている道路交通情報通信を行う無線局に使用するための無線設備	○	—
111	第 28 号	TZ	携帯移動衛星通信用地球局（対地静止）（N-STAR）	設備規則第 49 条の 23 第 1 号においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備	○	—
112	第 28 号 の 2	BY	携帯移動衛星通信用地球局（非静止）	設備規則第 49 条の 23 第 2 号においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備	○	—
113	第 28 号 の 2 の 2	GS	L 帯携帯無線移動地球局（対地静止）	設備規則第 49 条の 23 の 2 においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備	△	—
114	第 28 号 の 2 の 3	NS	1.6GHz 帯/2.4GHz 帯移動衛星通信システム用携帯移動地球局	設備規則第 49 条の 23 の 3 においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備	△	—
115	第 28 号 の 2 の 4	OS	ESIM 用携帯移動地球局	設備規則第 49 条の 23 の 4 においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備	△	—
116	第 28 号 の 2 の 5	OR	Ku 帯携帯移動地球局（非静止）（Starlink）	設備規則第 49 条の 23 の 5 においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備	—	—
117	第 28 号 の 3	VY	設備規則第 48 条第 1 項のマグネトロンレーダー（第 3 種レーダー）	設備規則第 48 条第 1 項においてその無線設備の条件が定められている船舶に設置する無線航行のためのレーダー（船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 2 条の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないもの及び次号に掲げるものを除く。）	○	—
118	第 28 号 の 4	RT	設備規則第 48 条第 1 項の固体素子レーダー（第 3 種レーダー）	設備規則第 48 条第 1 項においてその無線設備の条件が定められている船舶に設置する無線航行のためのレーダーであって、施行規則第 31 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するもの（船舶安全法第 2 条の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないものを除く。）	△	—
119	第 29 号	UZ	設備規則第 48 条第 3 項のマグネトロンレーダー（第 4 種レーダー）	設備規則第 48 条第 3 項においてその無線設備の条件が定められている船舶に設置する無線航行のためのレーダーであって、その空中線電力が 5kW 未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	○	—

120	第 29 号 の 2	S T	設備規則第 48 条第 3 項の固体素子レーダー (200 ミリワット以下) (第 4 種レーダー)	設備規則第 48 条第 3 項においてその無線設備の条件が定められている船舶に設置する無線航行のためのレーダー (施行規則第 31 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものに限る。) であって、その空中線電力が 200 mW 以下のもの	△	—
121	第 30 号	V Z	インマルサット携帯移動地球局	設備規則第 49 条の 24 においてその無線設備の条件が定められているインマルサット携帯移動地球局に使用するための無線設備	○	○
122	第 30 号 の 2	L W	E S V 携帯移動地球局 (船上地球局)	設備規則第 49 条の 24 の 2 においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備 (14. 0GHz を超え 14. 5GHz 以下の周波数の電波を使用するものに限る。) であって、空中線の絶対利得が 50dB 以下のもの、かつ、その空中線電力が 50W 以下のもの	○	—
123	第 30 号 の 3	O T	ヘリコプター衛星通信システム (ヘリサット)	設備規則第 49 条の 24 の 3 においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備	△	—
124	第 30 号 の 4	M S	防災対策携帯移動地球局	設備規則第 49 条の 24 の 4 においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備	△	—
125	第 31 号	W Z	ルーラル加入者無線	設備規則第 49 条の 25 においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が 5W 以下のもの	○	—
126	第 31 号 の 2	C X	60GHz 帯高速無線回線用基地局	設備規則第 49 条の 25 の 3 第 1 項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	○	—
127	第 31 号 の 3	D X	60GHz 帯高速無線回線用多方向陸上移動局	設備規則第 49 条の 25 の 3 第 2 項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	○	—
128	第 31 号 の 4	E X	60GHz 帯高速無線回線用対向陸上移動局	設備規則第 49 条の 25 の 3 第 3 項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	○	—
129	第 31 号 の 5	U T	80GHz 帯高速無線伝送システム	設備規則第 49 条の 25 の 4 においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	△	—
130	第 32 号	C Y	狭域通信システム用陸上移動局	狭域通信システムの陸上移動局 (施行規則第 6 条第 4 項第 7 号の狭域通信システムの陸上移動局をいう。以下同じ。) に使用するための無線設備	○	—
131	第 33 号	D Y	狭域通信システム用基地局	設備規則第 49 条の 26 第 1 項及び第 3 項においてその無線設備の条件が定められている狭域通信システムの基地局に使用するための無線設備	○	—
132	第 33 号 の 2	F X	狭域通信システム用試験局	狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局 (施行規則第 6 条第 4 項第 7 号の狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局をいう。以下同じ。) に使用するための無線設備	○	—
133	第 38 号	G X	市町村デジタル防災無線通信用固定局	設備規則第 58 条の 2 の 12 においてその無線設備の条件が定められている市町村デジタル防災無線通信を行う固定局に使用するための無線設備	○	—

付表 1 特定小電力機器以外の特定無線設備の試験方法の現状

134	第 39 号	AW	デジタル空港無線通信用陸上移動局	設備規則第 49 条の 15 第 1 項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	○	—
135	第 40 号	BW	デジタル空港無線通信用陸上移動局（陸上移動局相互間により直接通信を行えるもの）	設備規則第 49 条の 15 第 1 項及び第 2 項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	○	—
136	第 41 号	CW	18GHz 帯基地局等（周波数分割復信方式又は時分割復信方式）	設備規則第 49 条の 25 の 2 の 2 第 1 項においてその無線設備の条件が定められている基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に使用するための無線設備	○	—
137	第 42 号	DW	18GHz 帯陸上移動局（4 相位相変調等）	設備規則第 49 条の 25 の 2 の 2 第 2 項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	○	—
138	第 43 号	EW	18GHz 帯基地局・陸上移動中継局（信号伝送速度 6 メガビット以上）	設備規則第 49 条の 25 の 2 の 2 第 3 項においてその無線設備の条件が定められている基地局及び陸上移動中継局に使用するための無線設備	○	—
139	第 44 号	FW	18GHz 帯電気通信業務用固定局	設備規則第 58 条の 2 の 6 においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備	○	—
140	第 46 号	HW	航空移動衛星通信システム	設備規則第 45 条の 21 においてその無線設備の条件が定められている航空機地球局に使用するための無線設備	○	—
141	第 47 号	UW	超広帯域（UWB）無線システム（屋内利用限定のもの）	施行規則第 4 条の 4 第 2 項第 2 号に規定する超広帯域無線システムの無線局（以下「超広帯域無線システムの無線局」という。）に使用するための無線設備であって、設備規則第 49 条の 27 第 1 項に規定する 3.4GHz 以上 4.8GHz 未満又は 7.25GHz 以上 10.25GHz 未満の周波数の電波を使用するもの	○	—
142	第 47 号の 2	VU	UWBレーダーシステム	超広帯域無線システムの無線局に使用するための無線設備であって、24.25GHz 以上 29GHz 未満の周波数の電波を使用するもの	○	—
143	第 47 号の 3	UO	UWB無線システム（7.587～8.4GHz）	超広帯域無線システムの無線局に使用するための無線設備であって、設備規則第 49 条の 27 第 3 項に規定する 7.587GHz 以上 8.4GHz 未満の周波数の電波のみを使用するもの	△	—
144	第 47 号の 4	UP	UWB無線システム（7.25～9GHz）	超広帯域無線システムの無線局に使用するための無線設備であって、設備規則第 49 条の 27 第 4 項に規定する 7.25GHz 以上 9GHz 未満の周波数の電波のみを使用するもの	△	—
145	第 48 号	VW	1500MHz 帯電気通信業務用固定局	設備規則第 58 条の 2 の 3 の 2 においてその無線設備の条件が定められている 1,500MHz 帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局に使用するための無線設備	○	—
146	第 49 号	GV	WiMAX用基地局等	設備規則第 49 条の 28 においてその無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備	○	—

147	第 51 号	I V	W i M A X 用陸上移動局	設備規則第 49 条の 28 においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局(中継を行うものを除く。)に使用するための無線設備	○	—
148	第 52 号の 2	K T	W i M A X 用フェムトセル基地局	設備規則第 49 条の 28 第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 7 項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	△	—
149	第 52 号の 3	L T	W i M A X 用屋内小型基地局	設備規則第 49 条の 28 第 1 項、第 2 項、第 6 項及び第 7 項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	△	—
150	第 53 号	K V	次世代 P H S 用基地局等	設備規則第 49 条の 29 においてその無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式若しくは時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式若しくは時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備	○	—
151	第 54 号	L V	次世代 P H S 用陸上移動局	設備規則第 49 条の 29 第 1 項、第 3 項及び第 8 項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	○	—
152	第 54 号の 2	M T	次世代 P H S 用フェムトセル基地局	設備規則第 49 条の 29 第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 8 項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	△	—
153	第 54 号の 3	N T	次世代 P H S 用屋内小型基地局	設備規則第 49 条の 29 第 1 項、第 2 項、第 6 項及び第 8 項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	△	—
154	第 54 号の 4	U S	次世代 P H S 用陸上移動局 (eMTC 対応)	設備規則第 49 条の 29 第 1 項、第 7 項及び第 8 項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	△	—
155	第 54 号の 5	L R	NR-BWA 用基地局	設備規則第 49 条の 29 の 2 においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	△	—
156	第 54 号の 6	M R	NR-BWA 用陸上移動局	設備規則第 49 条の 29 の 2 においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	△	—
157	第 57 号	O V	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィルラ	設備規則第 37 条の 27 の 10 及び第 37 条の 27 の 11 においてその無線設備の条件が定められている標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局に使用するための無線設備(他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うための無線設備に限る。)であって、その空中線電力が 0.05W 以下のもの	○	—

付表 1 特定小電力機器以外の特定無線設備の試験方法の現状

158	第 57 号 の 2	U U	地上デジタルテレビジョン放送のギャップファイラー（CATV網等接続型）	設備規則第 37 条の 27 の 10 から第 37 条の 27 の 11 までにおいてその無線設備の条件が定められている標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局に使用するための無線設備（受信障害対策中継放送を行うための無線設備に限る。）であって、その空中線電力が 0.05W 以下のもの	△	—
159	第 57 号 の 3	D S	エリア放送用 地上一般放送局	設備規則第 37 条の 27 の 24 及び第 37 条の 27 の 25 においてその無線設備の条件が定められているエリア放送を行う地上一般放送局に使用するための無線設備	△	—
160	第 57 号 の 4	G F	超短波放送のギャップファイラー	設備規則第 35 条から第 37 条の 2 までにおいてその無線設備の条件が定められている超短波放送（デジタル放送を除く。）を行う地上基幹放送局に使用するための無線設備（受信障害対策中継放送を行うための無線設備に限る。）であって、その空中線電力が 0.25W 以下のもの	△	—
161	第 58 号	R U	簡易型船舶自動識別装置 （簡易型 A I S）	設備規則第 45 条の 3 の 4 第 3 項においてその無線設備の条件が定められている簡易型船舶自動識別装置	○	—
162	第 59 号	S U	国際 V H F （固定型）	F2B 電波又は F3E 電波 156MHz を超え 157.45MHz 以下の周波数を使用する空中線電力が 25W 以下の無線設備であって、船舶局に使用するためのもの（次号に掲げるものを除く。）	○	—
163	第 60 号	T U	国際 V H F （携帯型）	F2B 電波又は F3E 電波 156MHz を超え 157.45MHz 以下の周波数を使用する空中線電力が 5W 以下の携帯して使用するための無線設備であって、船舶局に使用するためのもの	○	—
164	第 61 号	Z U	200MHz 帯広帯域移動無線通信用基地局等	設備規則第 49 条の 30 においてその無線設備の条件が定められている 200MHz 帯広帯域移動無線通信を行う基地局若しくは携帯基地局又は 200MHz 帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備（次号に掲げるものを除く。）	○	—
165	第 61 号 の 2	W S	200MHz 帯広帯域移動無線通信用基地局等 （周波数インターリーブを行うもの）	設備規則第 49 条の 30 においてその無線設備の条件が定められている 200MHz 帯広帯域移動無線通信を行う基地局若しくは携帯基地局又は 200MHz 帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備であって周波数インターリーブを行うもの	△	—
166	第 62 号	C T	200MHz 帯広帯域移動無線通信用陸上移動局等	設備規則第 49 条の 30 においてその無線設備の条件が定められている 200MHz 帯広帯域移動無線通信を行う陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備（次号に掲げるものを除く。）	○	—
167	第 62 号 の 2	X S	200MHz 帯広帯域移動無線通信用陸上移動局等（周波数インターリーブを行うもの）	設備規則第 49 条の 30 においてその無線設備の条件が定められている 200MHz 帯広帯域移動無線通信を行う陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備であって周波数インターリーブを行うもの	△	—

168	第 63 号	W T	700MHz 帯高度道路交通システム基地局	設備規則第 49 条の 22 の 2 第 1 項及び第 2 項においてその無線設備の条件が定められている 700MHz 帯高度道路交通システムの固定局又は基地局に使用するための無線設備	○	—
169	第 64 号	X T	700MHz 帯高度道路交通システム陸上移動局	設備規則第 49 条の 22 の 2 第 1 項及び第 3 項においてその無線設備の条件が定められている 700MHz 帯高度道路交通システムの陸上移動局に使用するための無線設備	△	—
170	第 65 号	F S	23GHz 帯無線伝送システム陸上移動局	設備規則第 49 条の 31 においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	△	—
171	第 66 号	E S	23GHz 帯無線伝送システム固定局	設備規則第 58 条の 2 の 11 においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備	△	—
172	第 67 号	L S	11GHz 帯・15GHz 帯固定局	設備規則第 58 条の 2 の 5 においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備	△	—
173	第 68 号	T I	携帯用位置指示無線標識	設備規則第 45 条の 3 の 3 の 3 においてその無線設備の条件が定められている携帯用位置指示無線標識	△	—
174	第 69 号	Y U	6.5GHz 帯・7.5GHz 帯陸上移動局	設備規則第 49 条の 25 の 2 においてその無線設備の条件が定められている基地局又は陸上移動局に使用するための無線設備	△	—
175	第 70 号	Y S	電気通信業務用固定局	設備規則第 58 条の 2 の 4 第 2 項においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備	△	—
176	第 71 号	Y T	6.5GHz 帯・7.5GHz 帯固定局	設備規則第 58 条の 2 の 4 の 2 においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備	△	—
177	第 72 号	R B	無人移動体画像伝送システム	設備規則第 49 条の 33 においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備	△	—
178	第 73 号	A R	5.2GHz 帯高出力データ通信システムの基地局	設備規則第 49 条の 20 の 2 第 1 項においてその無線設備の条件が定められている 5.2GHz 帯高出力データ通信システムの基地局に使用するための無線設備	△	○
179	第 74 号	B R	5.2GHz 帯高出力データ通信システムの陸上移動中継局	設備規則第 49 条の 20 の 2 第 1 項においてその無線設備の条件が定められている 5.2GHz 帯高出力データ通信システムの陸上移動中継局に使用するための無線設備	△	○
180	第 75 号	C R	5.2GHz 帯高出力データ通信システムの陸上移動局	設備規則第 49 条の 20 の 2 第 2 項においてその無線設備の条件が定められている 5.2GHz 帯高出力データ通信システムの陸上移動局に使用するための無線設備	△	○
181	第 76 号	P T	150MHz 帯 V H F データ交換装置	設備規則第 45 条の 3 の 6 においてその無線設備の条件が定められている V H F データ交換装置であって、船舶局に使用するもの	△	—
182	第 77 号	Q T	400MHz 帯デジタル船上通信設備	設備規則第 45 条の 3 の 7 においてその無線設備の条件が定められているデジタル船上通信設備	△	—

付表 1 特定小電力機器以外の特定無線設備の試験方法の現状

* 凡例 *

(1) 試験方法

- ：平成 16 年総務省告示第 88 号に規定する試験方法
- △：登録証明機関が総務大臣へ届け出た臨時試験方法
- －：まだ技術基準適合証明及び工事設計認証業務が始まっておらず試験方法未制定

(2) OTA 試験方法の有無

- ：OTA 試験方法有り。
- －：OTA 試験方法無し。